

青森県報

第二千二百二十号

平成十五年一月八日(水曜日)

目次

告示

保安林の指定	……………	(林政課)	…	一
右 同	……………	(同)	…	一
青森県海面漁業調整規則による聴聞の期日における審理の公開	……………	(水産振興課)	…	二

公告

土地区画整理組合の定款変更の認可	……………	(都市計画課)	…	二
------------------	-------	---------	---	---

出先機関

土地改良区の役員の就任及び退任	……………	(三戸地方農林事務所)	…	三
-----------------	-------	-------------	---	---

右 同	……………	(北地方農林事務所)	…	三
-----	-------	------------	---	---

選挙管理委員会

海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数	……………	(事務局)	…	四
--------------------------------	-------	-------	---	---

告

示

青森県告示第九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年一月八日

青森県知事 木 村 守 男

一 保安林の所在場所
上北郡横浜町字向平六の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林指定の目的
飛砂の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び横浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、

次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十二条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年一月八日

青森県知事 木村守男

一 保安林の所在場所

上北郡横浜町字雲雀平一の一四・二八九・二九一・二九三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的
飛砂の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び横浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第十一号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第五十三条第三項において準用する同規則第五十一条第三項の規定により聴聞の期日における審理を公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則（平成六年九月青森県規則第五十一号）第八条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成十五年一月八日

青森県知事 木村守男

一 当事者並びに聴聞の期日及び場所

当 事 者	氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名	住 所	期 日	聴聞の期日及び場所
小 泉 由 一	上北郡六ヶ所村大字倉内字切場一四番地三	平成十五年一月二十三日午後二時	青森市長島一丁目一番一号青森県庁西棟六階農林水産部会議室	

二 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
青森県海面漁業調整規則第五十三条第一項の規定による無許可の船舶に対するてい泊命令

三 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

1 名称 青森県農林水産部水産振興課

(担当 免許調整班 電話〇一七 七三四 九五八六)

2 所在地 青森市長島一丁目一番一号

公 告

土地区画整理組合の定款変更の認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三十九条第一項の規定により、弘前市城東第五土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年一月八日

青森県知事 木村守男

一 組合の名称

弘前市城東第五土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成九年十一月十四日から平成十六年三月三十一日まで

三 施行地区

弘前市大字福田字種元の全部並びに大字新里字中平岡、同大字字西平岡、大字福田字巻屋、同大字字村元、大字福田字新館添、同大字字林元、同大字字福眞、同大字字早稲田、大字高田四丁目、大字田園三丁目及び大字田園四丁目の各一部
 四 事務所の所在地
 弘前市大字高田一丁目七

五 設立認可の年月日
 平成九年十一月四日

六 変更認可の年月日
 平成十四年十二月二十四日

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、市川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年一月八日

三戸地方農林水産事務所長 平野 隆 夫

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	鈴木 弘之	八戸市大字市川町字赤坂下二五の二	平成一四・三・一〇就任
"	高橋石次郎	大字河原木字八太郎一四七の	"
"	木村 徳尊	大字市川町字下中平沖五	"
"	鈴木 光明	三戸郡五戸町大字上市川字石上九一	"
"	宮古忠市郎	八戸市大字市川町字古館四〇の三	"
"	鈴木 良信	字和野五の四	"
"	吉田 一實	字長者久保一四の	"

木村昌太郎	字橋向七六の一	"
濱 富治	字大沢下一	"
石田 義雄	字市川後二五	"
谷地 秀典	字尻引七二	"
和泉 俊雄	字上大谷地五二の	"
鈴木 鉄安	字下川原二	"
上村 清孝	長苗代一丁目一一の二	"
鈴木 弘之	大字市川町字赤坂下二五の二	一四・三・九退任
高橋石次郎	大字河原木字八太郎一四七の	"
木村 徳尊	大字市川町字下中平沖五	"
鈴木 光明	三戸郡五戸町大字上市川字石上九一	"
鈴木 嘉一	八戸市大字市川町字轟木二二の一	"
向谷地栄蔵	字赤川下二の三	"
宮古忠市郎	字古館四〇の三	"
石田 竹治	字市川後一〇九の	"
鈴木 良信	字和野五の四	"
吉田 一實	字長者久保一四の	"
木村昌太郎	字橋向七六の一	"
和泉 俊雄	字上大谷地五二の	"
若林 茂明	三戸郡五戸町大字上市川字越戸一三	"
上村 清孝	八戸市長苗代一丁目一一の二	"

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、砂沢溜池土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年一月八日

北地方農林水産事務所長 山本義弘

役員別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	増田 栄	弘前市大字笹館字市原一四	平成一四・一〇・七就任
	川村 哲雄	北津軽郡鶴田町大字木筒字下藤代四	"
	寺山 政則	四 " 大字野木字西松虫六	"
	長尾 英孝	七 " 大字木筒字中柳川四	"
	永野 久夫	弘前市大字三和字川合六の一	"
	田沢 定美	北津軽郡鶴田町大字野木字西松虫四	"
	神 昭弘	西津軽郡柏村大字桑野木田字米本七八の二	"
	大井 光伸	弘前市大字三和字上池神六一の一	"
	成田 良幸	北津軽郡鶴田町大字野木字上藤森一〇の四	"
監事	秋庭 剛	〇 " 大字木筒字下掛橋七	"
	長内 豊昭	〇 " 大字野木字西松虫五	"
	斎藤 昭一	弘前市大字三和字川合二四	"
理事	斎藤 秀治	" " 字上池神一九	一四・一〇・六退任
	増田 栄	" " 大字笹館字市原一四	"
	寺山 政則	北津軽郡鶴田町大字野木字西松虫六の二	"
	成田 久衛	〇 " " 字下糺七八	"
	長尾 英孝	七 " " 大字木筒字中柳川四	"
	寺山 憲一	〇 " " 大字野木字西松虫一〇の六	"
	神 一	一 " " 西津軽郡柏村大字桑野木田字米本三一の二	"

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第一号

平成十四年十二月五日現在における海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年一月八日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

- 一 東部海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 五、三六〇人
- 二 西部海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三、七四八人

神 千志蔵	五の二	"	字福山一	"
川村 哲雄	七	北津軽郡鶴田町大字木筒字下藤代四	"	"
秋庭 剛	〇の二	"	字下掛橋七	"
長内 豊昭	〇の二	"	大字野木字西松虫五	"
永野 久夫	弘前市大字三和字川合六の一	"	"	"

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島二丁目一番一号 青森県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭